

農業収入も対象です!! 「持続化給付金」について

このたびの新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、横浜市内においても農林水産業・食品産業への影響が広がりをみせています。そこで、今月は感染の拡大により大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を支援するために創設された国による制度「持続化給付金」についてご案内します。なお、農業法人は手続き等が異なりますので、別途お問い合わせ下さい。

※以下、農林水産省HPより抜粋

「持続化給付金制度」とは

① 対象者

税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、確定申告(所得税)又は住民税の申告のいずれかを行っていれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、昨年赤字申告の方も対象です。

② 対象要件

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、
今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収(※)の50%以下であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。

※ 2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。

給付額の計算方法(上限:100万円・法人の場合は200万円)

給付額=2019年の年間事業収入-(申請対象とする月の収入×12か月)

③ 申請先

パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での申請支援窓口も全国で設置される予定です。
- ✓ JA横浜では営農インストラクターが申請のお手伝いを行います。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

営農インストラクターもお手伝いします!!

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ①2019年分の確定申告書第一表の控え(収受日付印が押してあるもの)
(青色申告者にとっては、所得税青色申告決算書(2枚)の控えも必要。)
- ②申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面など)
- ③申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)

申請期間・方法

✓ 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

※電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス!

持続化給付金

検索

給付額の計算例

昨年度の年間事業収入480万円を12で割った額(平均月収)と比較します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
2019	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算

(4月の収入10万円(▲75%の月)を選択して計算)

$480万円 - (10万円 \times 12か月) = 360万円$ $360万円 > 100万円$ (上限額)

給付額100万円

※対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、ひと月を申請者が任意で選択できます。

お問い合わせ先：持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

※申請に際し、ご不明な点がございましたら、JA横浜 営農部 営農支援課・担い手課へお問合せください。(JA横浜 営農部 ☎045-805-6612)